

介護等体験を行うことができる施設

特例法第2条第1項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設」は、特例省令に基づき以下の施設とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム
- ・ 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う施設

身体障害者福祉法

- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 身体障害者生活訓練等事業を行う施設

社会福祉法

- ・ 授産施設

児童福祉法

- ・ 乳児院
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 児童養護施設
- ・ 障害児入所施設
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 児童自立支援施設
- ・ 障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等サービス）を行う施設

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法

- ・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

生活保護法

- ・ 救護施設
- ・ 更生施設
- ・ 授産施設

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- ・ 居宅生活支援事業を行う施設
- ・ 養護事業を行う施設

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

- ・ 国立ハンセン病療養所等

老人福祉法

- ・ 老人デイサービスセンター
- ・ 老人短期入所施設
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 老人福祉センター
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業）を行う施設

介護保険法

- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 居宅サービス（通所リハビリテーション、短期入所療養介護）を行う施設
- ・ 地域密着型サービス（複合型サービス）を行う施設

学校教育法

- ・ 特別支援学校

学校教育法施行規則

- ・ 特別支援学級を設置する学校
- ・ 通級による指導を行う学校
- ・ 療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校
- ・ 小中の日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校
- ・ 小中高の不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

- ・ 不登校児童生徒の学習活動に対して支援する公立の教育施設